

平成 28 年度高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号）第 24 条の規定に基づき、高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の目的)

第 2 条 この補助金は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が行う設備貸与事業について、機械類信用保険制度の廃止に伴う同事業利用者の潜在的な割賦損料負担増を抑制し、もって同事業の円滑な実施を図るために交付するものとする。

2 前項の設備貸与事業は、小規模企業の事業活動のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 57 号）附則第 3 条の規定により、なおその実施について従前の例によるとされる廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（以下「旧助成法」という。）第 3 条第 1 項の規定により高知県に貸し付けられた国からの貸付金を県がセンターに貸し付け、センターが行った旧助成法第 2 条第 6 項に規定されていた設備貸与事業をいう。

(補助金の交付の対象)

第 3 条 この要綱に基づき交付する補助金の交付対象は、センターが設備貸与事業の円滑な実施を図るために、貸倒れに対応して行う未収債権の償却に要する資金とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、センターが平成 28 年度に償却を行う設備貸与事業に係る未収債権に相当する額の 2 分の 1 以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付の決定を行い、センターに対して補助金交付決定通知書を送付するものとする。ただし、センターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この項において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助金の交付金額の変更）

第 7 条 センターは、補助金の交付の決定を受けた後に、補助金の交付金額の変更をしようとするときは、あらかじめ、別記第 2 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする金額が交付の決定を受けた金額の 20 パーセントを超えない減額の場合については、この限りでない。

（変更の決定）

第 8 条 知事は、前条の規定による補助金変更承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付の決定の変更を行い、センターに対

して補助金交付決定変更通知書を送付するものとする。

(実績報告)

第9条 センターは、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合には、翌会計年度の4月10日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターに通知する。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができるものとする。

- 2 センターは、補助金を請求しようとするときは、別記第4号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 センターは、第1項ただし書の規定に基づく概算払を受けようとするときには、別記第5号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の内容若しくは条件に違反したとき又は補助事業者が第6条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその返還を命ずることができる。

(書類の備付け)

第13条 センターは、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業が完了した日から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行う。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

- 2 この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 12 条から第 14 条までの規定は、同日以後もなおその効力を有する。

様式一覧

- 第1号様式 補助金交付申請書
- 第2号様式 補助金変更承認申請書
- 第3号様式 実績報告書
- 第4号様式 補助金交付請求書
- 第5号様式 補助金概算払請求書

別記

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

高知市布師田 3992 番地 2
公益財団法人高知県産業振興センター
理事長
生年月日

高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付申請書

うえのことについて、補助金の交付を受けたいので、平成 28 年度高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額
金 円
- 2 補助事業実施期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 補助事業に要する経費及び補助金要望額
別紙のとおり

(別紙)

(1) 補助事業対象経費及び補助金要望額

経費区分	補助対象経費	補助金要望額	備考
小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業			
合計			

(2) 補助対象経費の積算明細

経費区分	補助対象経費	積算明細
小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業		
合計		

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

高知市布師田 3992 番地 2
公益財団法人高知県産業振興センター
理事長

高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定のありました上記補助金の補助事業について、下記のとおり変更したいので、平成 28 年度高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱第 7 条の規定により、変更承認を申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
- 2 変更しようとする理由
- 3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金要望額
別紙のとおり

(別紙)

(1) 補助事業対象経費及び補助金要望額

経費区分	補助対象経費	補助金要望額	備考
小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業	()	()	
合計	()	()	

上段：変更前の額を括弧書き

下段：変更後の額

(2) 補助対象経費の積算明細

経費区分	補助対象経費	積算明細
小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業	()	
合計	()	

上段：変更前の額を括弧書き

下段：変更後の額

第3号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

公益財団法人高知県産業振興センター
理事長

高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定のありました上記補助金の補助事業の実績について、平成28年度高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 補助事業実施期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 補助事業に要した経費
別紙のとおり

(別紙)

(1) 補助事業対象経費

経費区分	補助対象経費		備 考
	予算額	決算額	
小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業			
合 計			

(2) 補助対象経費の積算明細

経費区分	補助対象経費	積 算 明 細
小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業		
合 計		

第4号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

高知市布師田 3992 番地 2
公益財団法人高知県産業振興センター
理事長

高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定のありました上記補助金の支払いについて、平成 28 年度高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 確定した補助金交付額
金 円
- 3 振込先

第5号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

高知市布師田 3992 番地 2
公益財団法人高知県産業振興センター
理事長

高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定のありました上記補助金の概算払について、平成 28 年度高知県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引き額 ③=①-②	今回概算請求額 ④	残額 ⑤=③-④

3 振込先